

事例調査結果の整理（立地手順）

平成 22 年 12 月 9 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

埋設事業推進センター

- ✓ 第1回技術専門委員会において、「立地手順については、公募、申入れ等の方式の種別ごとに、特徴や留意事項を整理すること」とご指摘いただいている。
- ✓ 事例によって公募や申入れの意味合いは様々であるため、立地選定方式を一義的に定義することは困難だが、本資料では事例調査結果の整理を試行。
- ✓ これについて、以下の観点からご議論いただきたい。
 - ・ 立地選定方式ごとの特徴
 - ◇ 公正性・透明性の確保
 - ◇ 受入れ側の負担
 - ◇ 要する期間 など



一般に、公募や申し入れといった言葉は広く使われているが、実際にはこれらの複合型も存在し、またこれらが何を対象とするかによっても意味合いは異なる。従って、立地選定方式を一義的に定義することは困難だが、ここでは以下のような整理を試みた。

表：立地選定方式ごとの特徴など

立地選定方式	国	廃棄物	経緯、特徴など	結果	備考
【方式 A】 事業者が候補地を公募し、応募の中から立地点を選定・決定	韓国	LILW	・地域住民が自治体を通さず直接国へ誘致請願(2004年) (自治体から国への本申請に先立つ予備申請システム)	・10地域の住民からの誘致請願があったが、申請に踏み切る自治体は現れなかった(2004年)	・応募する際、事前に、自治体の意思決定が必要。
	韓国	LILW	・地域支援特別法により、経済的支援とともに、住民参加等の透明な立地プロセスを保障し、 <u>公募</u> (2005年)	・4つの自治体が応募し、最終的に住民投票により1自治体を選定(2005年) ・ <u>公募公告から約半年後</u> (立法予告からは約1年後)に処分地を決定	
	【参考】 日本	HLW (文献調査地区)	・現在、調査・選定の第一段階である概要調査地区選定のための文献調査の実施区域を <u>公募中</u> (2002年～) ※1	・ <u>文献調査を開始するまでには至っていない</u> ※1	
【方式 B】 事業者が関心を有する地点を公募し、関心表明地点全てと協議・調整の上、立地点を決定	英国	LIHLW	・6段階からなる段階的な立地プロセスのうち、第一段階として、 <u>自治体からの関心表明を募集</u> (2008年)	・第一段階には、 <u>3つの自治体に関心を表明</u> (2008～2009年) ・2010年に第二段階(不適地のスクリーニング)へ移行するまで約2年を要している	・方式Aのように候補地そのものではなく、その前段階の関心表明の意思決定である。 ・複数地点の協議・調整に長期間を要するか。
【方式 C】 事業者が候補地を抽出・選定し、立地を申し入れ、合意を得る	日本	LLW	・事業者側が自治体に対して、原子燃料サイクル三施設の立地の包括的協力を要請した後、事業者側が一括立地、事業規模を決定の上、その旨を関係自治体へ報告し、 <u>立地協力を要請</u> (1984年)	・関係自治体が検討、立地協力要請を <u>受諾</u> (1985年) ・関係自治体と事業主体との間で立地への協力に関する基本協定書を締結(1985年)	・事業者側からの申し入れに対し、受入れ側は選択の余地がある。
	スイス	LILW	・ヴェレンベルグを含む4地域を <u>事業者主導で選定</u> (1978～1986年) ・4地域の評価では公衆協議も行われたが、最終的に実施主体が選定し許可申請(1994年)	・最終的に <u>州民投票により拒否</u> (1995年、2002年)	
	英国	LILW	・セラフィールドを <u>事業者主導で選定</u> (サイトスクリーニング時は、評価対象サイト名を非公表)(1987～1991年) ・対象地域との協議が行われずにサイト選定が進められ、最終段階に近づいて計画を公表	・地元審議機関の拒否(1995年)、州政府による拒否の支持(1997年)により、 <u>計画は断念</u>	
【方式 D】 事業者が協議したい複数地点を抽出し、協議を申し入れ、全ての地点と協議・調整の上、合意を得る	ベルギー	LLW	・ <u>事業者主導で絞り込み、パートナーシップ</u> (直接影響を受けるすべての関係団体が意見を述べる機会を持つ仕組)の締結を、 <u>原子力施設の存在する3自治体へ要請、パートナーシップ設立</u> (1999～2003年) ・パートナーシップが最終報告書を自治体に提出し、自治体がそれを承認する手続きを採用する等、パートナーシップの独立性を尊重	・ <u>処分地を決定</u> (2006年) ・最初のパートナーシップの締結から、処分地決定までに約7年を要している	・方式Cのように候補地そのものの申し入れではなく、その前段階の協議の申し入れである。 ・複数地点の協議・調整に長期間を要するか。

LLW：低レベル放射性廃棄物、LILW：低・中レベル放射性廃棄物、LIHLW：低・中・高レベル放射性廃棄物、HLW：高レベル放射性廃棄物

※1 公募に加え、「国が市町村に対し文献調査実施の申し入れを行う場合もある」方式も併用して導入。